

# 1. 市税の徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
税 収 入	市 税 … (a)	62,155,275	63,723,895	63,308,684	
	個人の県民税	14,233,779	14,675,383	14,744,928	
	合 計 … (b)	76,389,054	78,399,278	78,053,612	
徴 税 費	人 件 費	基本給	426,103	428,851	439,227
		諸手当	221,129	244,905	260,435
		(イ) 超過勤務手当	25,117	36,840	28,616
		(ロ) 税務特別手当	241	245	770
		(ハ) その他の手当	195,771	207,820	231,049
		その他	137,250	140,917	143,304
		小 計	784,482	814,673	842,966
	需 要 費	旅費	310	280	340
		賃金	44,887	44,837	45,416
		その他	171,809	126,498	153,079
		小 計	217,006	171,615	198,835
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納期前納付の報奨金	—	—	—
		納税貯蓄組合補助金	—	—	—
		納税奨励金	—	—	—
		その他	409	508	755
		小 計	409	508	755
	その他	その他	16,138	15,894	20,619
	合 計 … (c)		1,018,035	1,002,690	1,063,175
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	納税義務者数を基準にした金額	548,390	552,626	556,031
報奨金の額に相当する金額		1,775	1,169	1,347	
合 計 … (d)		550,165	553,795	557,378	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(c) - (d) … (e)	467,870	448,895	505,797	
	(c) / (b)	1.3%	1.3%	1.4%	
	(e) / (a)	0.8%	0.7%	0.8%	
徴 税 職 員 数	総務関係	20人	25人	25人	
	課税関係	62人	63人	63人	
	徴収関係	21人	17人	17人	
	合 計	103人	105人	105人	
	ほか臨時職員	11人	11人	10人	

## 2. 税務関係税外収入調

(単位：円)

区 分	単 価 等	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国有提供施設等所在市助成交付金	概 算	4,350,000	4,090,000	4,019,000
証 明 手 数 料	1件 200 (住宅用 1,300)	16,032,800	17,602,700	18,013,400
督 促 手 数 料	1件 100	388,105	292,600	214,218
閱 覧 手 数 料	1件 100	844,000	828,000	852,200
地 籍 図 複 写 手 数 料	1件 250	1,220,750	1,034,000	902,750
県 民 税 徴 収 取 扱 費	法 定 基 準	574,769,478	590,900,642	588,926,143
延 滞 金	〃	152,371,496	119,665,601	122,862,232
加 算 金	〃	0	0	405,500
滞 納 処 分 費	概 算	141,400	0	9,800
試 乗 標 識 実 費 弁 償 金	1件 100	0	100	0
標 識 再 交 付 弁 償 金	1件 100	6,700	5,900	4,500

### 3. 税務諸証明過去5か年件数調

(単位：件)

区 分		年 度				
		23	24	25	26	27
市 民 税 関 係	所得証明	23,252 (12,618)	25,460 (13,703)	25,664 (14,184)	26,116 (14,563)	26,589 (15,444)
	課税証明	13,305 (6,130)	13,721 (6,434)	16,810 (8,363)	23,451 (12,608)	20,816 (12,883)
	非課税証明	8,782 (5,715)	7,755 (5,185)	7,899 (5,372)	9,861 (6,736)	13,771 (8,340)
	小 計	45,339 (24,463)	46,936 (25,322)	50,373 (27,919)	59,428 (33,907)	61,176 (36,667)
資 産 税 関 係	車庫証明	12 (12)	12 (12)	9 (9)	2 (2)	6 (6)
	諸 証 明	10,578	10,406	10,586	10,474	10,594
	住宅用家屋証明	1,924	1,739	1,904	1,705	1,616
	閱 覧	9,455	9,189	8,440	8,280	8,522
	地籍図複写	4,255	4,501	4,883	4,136	3,611
	価格通知書	5,642	5,641	6,618	6,142	6,283
	小 計	31,866 (12)	31,488 (12)	32,440 (9)	30,739 (2)	30,632 (6)
納 税 関 係	納税証明	5,419 (1,479)	5,382 (1,559)	6,820 (2,004)	7,027 (2,167)	7,787 (2,377)
	軽自動車税 車検用納税証明	16,875 (14,032)	16,658 (14,006)	17,042 (14,389)	16,542 (14,010)	17,728 (14,982)
	小 計	22,294 (15,511)	22,040 (15,565)	23,862 (16,393)	23,569 (16,177)	25,515 (17,359)
合 計		99,499 (39,986)	100,464 (40,899)	106,675 (44,321)	113,736 (50,086)	117,323 (54,032)

※手数料1件につき200円

(但し、住宅用家屋証明は平成5年度は950円、平成6年度から1,200円、平成9年度から1,300円、

※( )中は、上段数値のうち市内8か所の窓口センター発行の再掲分

#### 4. 市税の課税標準及び納期一覧表

税目	区分	課税標準	納期
市民税		個人 { 均等割 所得割 前年の所得額 法人 { 均等割 法人税割 法人税額	普通徴収 第1期 6月15日～ 6月30日 第2期 8月15日～ 8月31日 第3期 10月15日～ 10月31日 第4期 翌年1月15日～ 1月31日 特別徴収 給与 6月～翌年5月 年金 4月～翌年2月 法人税と同じ
固定資産税		1月1日現在における土地・家屋、償却資産の価格	第1期 5月15日～ 5月31日 第2期 7月15日～ 7月31日 第3期 12月15日～ 12月28日 第4期 翌年2月15日～ 2月末日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、二輪小型自動車及び小型特殊自動車の台数	全期 5月15日～ 5月31日
市たばこ税		卸売販売業者等が小売販売業者又は直接消費者に売渡した本数	当月分を翌月末日までに
鉱産税		鉱物の価格	当月分を翌月20日までに
特別土地保有税		土地の取得価額	保有に係るもの 5月31日 取得に係るもの 8月31日、2月末日
事業所税		事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 従業者割 従業者給与総額	事業に係る事業所税 個人 翌年の3月15日までに 法人 事業年度終了の日から2月以内
都市計画税		固定資産（土地・家屋）の価格	固定資産税と同じ

## 5. 平成28年度税率一覧表

税 目	税 率	
市 民 税	1. 均 等 割	
	◎ 市内に住所を有する個人	3,500 円
	◎ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	3,500 円
	◎ 法 人	
	(1) 公益社団法人等及び資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2)～(9)において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	50,000 円
	(2) 資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	120,000 円
	(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	130,000 円
	(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	150,000 円
	(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	160,000 円
	(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	400,000 円
	(7) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	410,000 円
(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,750,000 円	
(9) 資本金等の額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,000,000 円	
	2. 所 得 割 100分の6	
	3. 法 人 税 割 100分の9.7	
固 定 資 産 税	課税標準額の100分の1.4	
軽自動車税	1. 原動機付自転車	
	◎ 総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの	2,000 円
	◎ 総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000 円

税 目	税 率
軽自動車税	◎ 総排気量が 0.09 ℓ を超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの 2,400 円
	◎ 三輪以上のもので総排気量が 0.02 ℓ ～0.05 ℓ 以下のもの又は定格出力が 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもので車室を備えかつ輪距が 0.5m を超えるもの 3,700 円
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車
	◎ 軽自動車
	(1) 二輪のもの (側車付のものを含む) 3,600 円
	(2) 三輪のもの
	・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,100 円
	・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,900 円
	・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,600 円
	(3) 四輪以上のもの
	○乗用のもの
	営業用 { ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 5,500 円
	営業用 { ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 6,900 円
	営業用 { ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 8,200 円
自家用 { ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 7,200 円	
自家用 { ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800 円	
自家用 { ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 12,900 円	
○貨物用のもの	
営業用 { ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,000 円	
営業用 { ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,800 円	
営業用 { ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,500 円	
自家用 { ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 4,000 円	
自家用 { ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000 円	
自家用 { ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 6,000 円	

	○専ら雪上を走行するもの ◎ 小型特殊自動車 （１） 農耕作業用のもの （２） その他のもの 3. 二輪の小型自動車	3,600 円 2,400 円 5,900 円 6,000 円			
	「グリーン化特例（軽課）」について				
	車種区分	平成 28 年度			
		1 新税率の 75%軽減    2 新税率の 50%軽減    3 新税率の 25%軽減			
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車） 2 乗用：★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 + 20%達成車 貨物：★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車 3 乗用：★★★★かつ平成 32 年度燃費基準達成車 貨物：★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車 *2.3 については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の車両に限る。 *★★★★=平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車				
市たばこ税	売渡し本数 1,000 本につき 5,262 円				
鉱産税	鉱物の価格の合計額が 200 万円を超える場合 鉱物の価格の合計額が 200 万円以下である場合	100 分の 1 100 分の 0.7			
特別土地保有税	新たな課税は行わない				
事業所税	事業に係る事業所税	資産割・・・事業所床面積 1 m <sup>2</sup> につき 600 円 従業者割・・・従業者給与総額の 100 分の 0.25			
都市計画税	課税標準額の 100 分の 0.25				

## 6. 税率の推移

区分		平成24年度																																													
個人	均等割	3,000円																																													
	所得割	6%																																													
市民税	均等割	資本金等の額	従業者数		税額																																										
			公益法人等		50,000円																																										
		1千万円以下	50人以下	120,000円																																											
			50人超	130,000円																																											
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																																											
			50人超	160,000円																																											
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																																											
			50人超	410,000円																																											
	10億円超	50人以下	1,750,000円																																												
		50人超	3,000,000円																																												
10億円超、50億円以下																																															
50億円超																																															
法人税割	法人税額の12.3%																																														
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																																														
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>4,700円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>					○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車				50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用				90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円				125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用	5,500円	その他			ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	4,700円			○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用	3,000円	○2輪小型自動車				自家用	4,000円	4,000円		
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																																													
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																																													
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																																													
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用	5,500円	その他																																												
ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	4,700円																																												
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用	3,000円	○2輪小型自動車																																												
	自家用	4,000円	4,000円																																												
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき4,618円 (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき2,190円)																																														
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																																														
特別土地保有税	新たな課税はしない																																														
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割 給与総額の0.25%																																												
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																																														
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税:年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮小(16歳以上19歳未満の特定扶養控除45万円→33万円)</li> <li>・個人市民税:退職所得に係る10%控除の廃止</li> <li>・固定資産税:住宅用地に係る据置特例の廃止(経過措置として、24・25年度は、負担水準90以上据置)</li> </ul>																																														



区分		平成25年度																																													
市民税	個人	均等割	3,000円																																												
		所得割	6%																																												
	均等割	資本金等の額	公益法人等	従業者数	税額																																										
			1千万円以下	50人以下	50,000円																																										
		1千万円超、1億円以下	50人超	120,000円																																											
			50人以下	130,000円																																											
		1億円超、10億円以下	50人超	150,000円																																											
			50人以下	160,000円																																											
		10億円超	50人以下	410,000円																																											
		10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円																																											
50億円超	3,000,000円																																														
法人税割	法人税額の12.3%																																														
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																																														
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td>その他</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>4,700円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td>4,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車				50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用				90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円				125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他				ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円				○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車					自家用 4,000円	4,000円			
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																																													
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																																													
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																																													
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																																													
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																																													
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																																													
	自家用 4,000円	4,000円																																													
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円 (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき2,495円)																																														
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																																														
特別土地保有税	新たな課税はしない																																														
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割 給与総額の0.25%																																												
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																																														
制度改正内容	・個人市民税:生命保険料控除額の改組 介護医療保険料控除枠の創設																																														

区分		平成26年度																																													
市民税	個人	均等割	3,500円																																												
		所得割	6%																																												
	均等割		資本金等の額	従業者数	税額																																										
			公益法人等		50,000円																																										
			1千万円以下	50人以下	120,000円																																										
				50人超	130,000円																																										
			1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																																										
				50人超	160,000円																																										
			1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																																										
				50人超	410,000円																																										
10億円超	50人以下	1,750,000円																																													
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																																													
50億円超																																															
	法人税割	法人税額の12.3% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは9.7%																																													
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																																														
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td>その他</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>4,700円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td>4,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車				50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用				90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円				125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他				ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円				○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車					自家用 4,000円	4,000円			
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																																													
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																																													
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																																													
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																																													
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																																													
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																																													
	自家用 4,000円	4,000円																																													
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円 (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき2,495円)																																														
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																																														
特別土地保有税	新たな課税はしない																																														
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割 給与総額の0.25%																																												
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																																														
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人市民税:平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割を9.7%に引き下げる。</li> <li>個人市民税:震災復興のため市民税均等割を500円増額。</li> </ul>																																														

区分		平成 27 年 度					
市民税	個人	均等割	3,500円				
		所得割	6%				
	均等割	均等割	資本金等の額	従業者数	税額		
			公益法人等		50,000円		
			1千万円以下	50人以下			
				50人超	120,000円		
			1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円		
				50人超	150,000円		
			1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円		
				50人超	400,000円		
10億円超	50人以下	410,000円					
10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円					
		3,000,000円					
法人税割	法人税額の9.7%						
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満						
軽自動車税	○原動機付自転車		○軽自動車				
	50CC以下	1,000円	3輪及び4輪				
	90CC以下	1,200円	最初の新規検査				
	125CC以下	1,600円	27年3月31日まで				
	ミニカー	2,500円	27年4月1日以降				
	○雪上車	2,400円	4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
	○2輪小型自動車	4,000円		乗用	自家用	7,200円	10,800円
	○小型特殊自動車		貨物	営業用	3,000円	3,800円	
	農耕作業用	1,600円		自家用	4,000円	5,000円	
	その他	4,700円	3輪車		3,100円	3,900円	
			2輪車		2,400円		
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円						
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)						
特別土地保有税	新たな課税はしない						
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割 給与総額の0.25%				
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満						
制度改正内容	○軽自動車税 ・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた3輪及び4輪以上の車両に係る税率の引上げ						

区分		平成28年度			
市民税	個人	均等割	3,500円		
		所得割	6%		
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額	
			公益法人等	50,000円	
		1千万円以下	50人以下	120,000円	
			50人超	130,000円	
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円	
			50人超	160,000円	
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円	
			50人超	410,000円	
10億円超	50人以下	1,750,000円			
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円			
50億円超					
法人税割	法人税額の9.7%				
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満				
軽自動車税	○原動機付自転車		○軽自動車		
	50CC以下	2,000円	2輪車	3,600円	
	90CC以下	2,000円	3輪のもの及び4輪以上のもの		
	125CC以下	2,400円			
	ミニカー	3,700円	a	三輪のもの	
	○雪上車	3,600円	b	(a) 乗用・営業用	
	○2輪小型自動車	6,000円	の4輪以上のもの	(b) 乗用・自家用	
	○小型特殊自動車			(c) 貨物用・営業用	
	農耕作業用	2,400円		(d) 貨物用・自家用	
	その他	5,900円			
		イ			
		ウ			
		3,900円	3,100円	4,600円	
		6,900円	5,500円	8,200円	
		10,800円	7,200円	12,900円	
		3,800円	3,000円	4,500円	
		5,000円	4,000円	6,000円	
		イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率			
		ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率			
		アのうち、平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。			
		(7) 電気自動車等		アの税率×0.25	
		(4) 平成32年度燃費基準+20%達成車(乗用)			
		又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用)		アの税率×0.5	
		(ウ) 平成32年度燃費基準達成車(乗用)及び			
		平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用)		アの税率×0.75	
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円				
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)				
特別土地保有税	新たな課税はしない				
事業所税	資産割	1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%	
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満				
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽自動車税 ・原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等の税率引上げ</li> <li>・最初の新規検査から13年を経過した3輪及び4輪以上の車両に係る税率の引上げ</li> <li>・グリーン化特例(軽課)の創設</li> </ul>				

## 7. 市民税（個人）所得控除額等の推移

控除種類		年度	平成24年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 1,000万円超～	180万円以下 360万円以下 660万円以下 1,000万円以下	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額	① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)		
		15,000円以下 15,001円～ 40,000円 40,001円～ 70,000円 70,001円以上	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円	
	一般の生命保険料と個人年金分の生命保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 70,000円			
	地震保険料	地震	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)	
		50,000円以下 50,001円以上	支払保険料×1/2 25,000円	
	※長期損害保険契約のうち平成18年未だに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)	
		5,000円以下 5,001円～ 15,000円 15,001円以上	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+2,500円 10,000円	
	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円			
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 寡夫 260,000円	特別寡婦 300,000円 勤労学生 260,000円		
障害者	260,000円	特別障害者 300,000円	(同居特別障害 530,000円)	
配偶者	330,000円	老人配偶者 380,000円		
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養基礎	一般扶養 330,000円 同居老親等 450,000円	特定扶養 450,000円 ※0～15歳の年少扶養の控除廃止、特定扶養19～22歳に縮小。	老人扶養 380,000円	
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
その他の調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下			

控除種類		年度		
		平成25年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 1,000万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
			15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
	40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円	
	70,000円超～	35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
	※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	50,000円以下	支払保険料×1/2	
		50,000円超	25,000円	
旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)		
5,000円以下	支払保険料の全額			
5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			
15,000円超～	10,000円			
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
障害者配偶者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円) 330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円			
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
その他調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度		
		平成26年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～ 1,500万円以下 1,500万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円 245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円			
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円)		一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)		
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
	50,000円以下	支払保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円		
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
	5,000円以下	支払保険料の全額		
	5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額		限度額 25,000円		
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)			
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円	330,000円		
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
その他の調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度		
		平成27年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～ 1,500万円以下 1,500万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円 245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
	15,000円超～ 40,000円以下		支払保険料×1/2+7,500円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円)		一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)	
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
	50,000円以下	支払保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円		
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
	5,000円以下	支払保険料の全額		
	5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額		限度額 25,000円		
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)			
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円	330,000円		
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
その他の調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		



控除種類		年度		
		平成28年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～ 1,500万円以下 1,500万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円 245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円			
40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超～		35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
	※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)
5,000円以下			支払保険料の全額	
5,000円超～ 15,000円以下		支払保険料×1/2+2,500円		
15,000円超～	10,000円			
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)			
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円	330,000円		
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
その他の調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

## 8. 税務機構の変遷

年度	平成18～19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
部名	財務部(129)	財務部(128)	財務部(130)	財務部(130)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(132)	
課 名 及 び 係 ・ グ ル ー プ 名	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ  市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	
	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ  資産 税 課 賦課 調査グループ (47)
	収納 啓発グループ 納税グループ (44)	収納 啓発グループ 納税グループ (43)	収納 啓発グループ 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納税グループ (48) 東三河広域連合 派遣